

「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年 3月 19日

坂 城 町 長

坂城町条例第11号

坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

坂城町国民健康保険税条例（平成23年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「21,000円」を「21,800円」に改める。

第5条の2第1号中「21,100円」を「21,800円」に改め、同条第2号中「10,550円」を「10,900円」に改め、同条第3号中「15,825円」を「16,350円」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「8,400円」を「9,100円」に改める。

第7条の3第1号中「8,500円」を「9,100円」に改め、同条第2号中「4,250円」を「4,550円」に改め、同条第3号中「6,375円」を「6,825円」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「7,700円」を「8,300円」に改める。

第9条の3中「7,700円」を「8,200円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「14,700円」を「15,260円」に改め、同号イ（ア）中「14,770円」を「15,260円」に改め、同号イ（イ）中「7,385円」を「7,630円」に改め、同号イ（ウ）中「11,078円」を「11,445円」に改め、同号ウ中「5,880円」を「6,370円」に改め、同号エ（ア）中「5,950円」を「6,370円」に改め、同号エ（イ）中「2,975円」を「3,185円」に改め、同号エ（ウ）中「4,463円」を「4,778円」に改め、同号オ中「5,390円」を「5,810円」に改め、同号カ中「5,390円」を「5,740円」に改め、同項第2号ア中「10,500円」を「10,900円」に改め、同号イ（ア）中「10,550円」を「10,900円」に改め、同号イ

(イ) 中「5,275円」を「5,450円」に改め、同号イ(ウ) 中「7,913円」を「8,175円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「4,550円」に改め、同号エ(ア) 中「4,250円」を「4,550円」に改め、同号エ(イ) 中「2,125円」を「2,275円」に改め、同号エ(ウ) 中「3,188円」を「3,413円」に改め、同号オ中「3,850円」を「4,150円」に改め、同号カ中「3,850円」を「4,100円」に改め、同項第3号ア中「4,200円」を「4,360円」に改め、同号イ(ア) 中「4,220円」を「4,360円」に改め、同号イ(イ) 中「2,110円」を「2,180円」に改め、同号イ(ウ) 中「3,165円」を「3,270円」に改め、同号ウ中「1,680円」を「1,820円」に改め、同号エ(ア) 中「1,700円」を「1,820円」に改め、同号エ(イ) 中「850円」を「910円」に改め、同号エ(ウ) 中「1,275円」を「1,365円」に改め、同号オ中「1,540円」を「1,660円」に改め、同号カ中「1,540円」を「1,640円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,150円」を「3,270円」に改め、同号イ中「5,250円」を「5,450円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「8,720円」に改め、同号エ中「10,500円」を「10,900円」に改め、同項第2号ア中「1,260円」を「1,365円」に改め、同号イ中「2,100円」を「2,275円」に改め、同号ウ中「3,360円」を「3,640円」に改め、同号エ中「4,200円」を「4,550円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の坂城町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。